

結婚式・結婚披露宴約款

本約款は、結婚式・披露宴を行う予定であるお客様と東京ベイ舞浜ホテル ファーストリゾート(以下、「当ホテル」という)との相互の信頼を高め、結婚式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

当ホテルが、お客様との間で締結する結婚式・結婚披露宴(以下、「ご婚礼」という)の契約及び当ホテルのご利用は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

第1条 契約の成立と申込金

- 1 ご婚礼お申込書にお客様(申込者)の署名および当ホテル指定の申込金のお支払いをもって契約は成立します。
- 2 ご婚礼の予約申込時に、申込金 20 万円を申し受けます。なお、申込金はご婚礼代金、取消料または期日変更料に充当いたします。

第2条 お支払い

- 1 当ホテルから提示いたしました見積金額から申込金を差し引いた金額を、前受金としてご婚礼日の 7 日前までに当ホテル指定の金融機関にお振込ください。上記期日までに全額または一部のお支払いがない場合は、ご利用をお断りする場合がございます。
- 2 ご婚礼での飲物の追加等により前受金の金額を超過した場合は、挙式当日に現金にてお支払いいただきます。
- 3 ご婚礼代金、取消料または期日変更料のお支払いに問題が発生した場合、お支払いはご両家の連帯負担としてさせていただきます。

第3条 婚礼時間の超過と追加料金

- 1 ご披露宴の開始から終了までの時間(2 時間 30 分)を基本貸切時間と致します。全てのお客様に満足して頂くため、基本貸切時間の延長はお断りさせて頂いております。
- 2 基本貸切時間を超過した場合、15 分につき 38,500 円を追加室料としてお支払いいただきます。また、余興者(当ホテル手配の司会者、音楽奏者及びカメラマン等)の時間の延長についても追加料金をお支払いいただきます。

第4条 人数確定後の変更

人数等の最終注文数(以下、「有料人数」という)は、項目ごとに当ホテルが指定した日時に確定させていただきます。有料人数を確定した後に数量が減少した場合でも、すでに発注、その他手配が完了しているものは、有料人数分の料金を頂戴いたします。

お料理等を用意する人数はご婚礼実施日の 3 日前の正午までにホテルの担当者にご連絡ください。人数確定期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。

第5条 取消料と変更料

すでにご契約いただきましたご婚礼の取消または期日変更の場合は以下の取消料または変更料を頂戴いたします。

(取消料と変更料)

(A)お申込日より 7 日以内の取消、変更の場合

取消料……………無料(申込金 20 万円を返金いたします)

変更料……………無料

(B)お申込日より 8 日以降ご披露宴当日の 121 日前まで

取消料……………申込金の全額

変更料……………無料

(C)ご披露宴当日の 120 日前から 61 日前まで

取消料……………申込金の全額及び実費諸費用

変更料……………実費諸費用

(D)ご披露宴当日の 60 日前から 31 日前まで

取消料……………申込金の全額及び実費諸費用及び室料

変更料……………変更前期日に対する申込金の全額及び実費諸費用

別途、変更後期日に対する申込金(第 1 条に定めるもの)

(E)ご披露宴当日の30日前から11日前まで

取消料……………申込金の全額と見積金額の30%及び実費諸費用
変更料……………申込金の全額と見積金額の10%及び実費諸費用
別途、変更後期日に対する申込金(第1条に定めるもの)

(F)ご披露宴当日の10日前から前日の正午まで

取消料……………申込金の全額と見積金額の50%及び実費諸費用
変更料……………申込金の全額と見積金額の30%及び実費諸費用
別途、変更後期日に対する申込金(第1条に定めるもの)

(G)ご披露宴当日の前日の正午以降

取消料……………申込金の全額と見積金額の100%及び実費諸費用
変更料……………申込金の全額と見積金額の100%及び実費諸費用
別途、変更後期日に対する申込金(第1条に定めるもの)

見積金額とは、最新の見積内容を指します。

見積金額が未定の場合、お料理及びお飲物の代金相当額を1名当たり14,000円(税金・サービス料を除く)とみなし、これにお申込み時の人数を乗じた金額を見積金額に含めることとします。

実費諸費用には、衣裳キャンセル料や印刷等のすでに発注済の費用が含まれます。

期日変更の場合、ご契約時に提示した内容や見積金額は無効となります。変更後の日程に基づき、新たに内容や見積金額をご提示致します。

第6条 演出等の手配

- ご婚礼を円滑に行うため、装飾、音楽、余興、司会者等につきましては当ホテルが指定する会社のご利用をお願い申し上げます。お客様のご希望に添えますよう万全の体制を整えておりますので、お客様のご都合による当ホテルへのお持込みは、誠に勝手ながらお断りさせていただきます。
- CD・DVD等の記録メディア、受付や会場内で使用のお持込品等は大切に保管し、使用させていただきますが、汚損・破損・紛失等のいかなるトラブルが発生した場合でも、一切の責任は負い兼ねます。
- 物品のお預かりはご婚礼実施日の3日前からとさせていただきます。

第7条 音楽の著作権

アーティストの楽曲を著作権・著作隣接権の手続きをせずに無断でCDやDVD等の記録メディアに録音・録画・複製をすると、CD等を制作した事業者及びお客様が著作権侵害を問われる場合がございます。

ご婚礼にて編集した音源を使用する場合、また、ご婚礼の記録用映像に楽曲が記録される場合(一部の音源を除く)は、音楽の著作権処理を行う必要があります。

(1)ご婚礼で使用する音源について

①当ホテル指定の会社にご婚礼の音楽をご用命の場合

ご婚礼で使用するための楽曲の編集を当ホテル指定の会社にご用命いただいた場合は、お客様に代り、有料にて著作権処理を行います。ただし、ISUM(一般社団法人音楽特定利用促進機構)に登録されていない楽曲の編集はお受けすることはできません。(ISUMに登録されている楽曲リストは、日々更新されますことを予めご了承くださいませようお願い申し上げます。)なお、使用する楽曲、楽曲数により料金が異なります。

②お客様が編集した楽曲をご婚礼で使用される場合

ご婚礼で使用するための楽曲の編集をお客様ご自身でされた場合、編集した楽曲の著作権処理は、お客様ご自身にて行っていただきますようお願い申し上げます。著作権処理を済ませたことが確認できない場合は、ご婚礼でのご使用をお断りさせていただきます。

(2)ご婚礼の記録用映像について

ご婚礼の記録用映像について当ホテル指定の会社が制作する記録用映像は、著作権フリーの代替楽曲にて制作させていただきますので、著作権処理の必要はございません。なお、著作権処理を必要とする楽曲を使用した記録用映像をご希望の場合は、お客様ご自身にてご手配をお願い申し上げます。

第8条 損害賠償

お客様およびご婚礼に出席されるお客様側のすべての関係者(以下「すべての関係者」という)が当ホテルの施設、什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。

万一、お客様およびすべての関係者の行為により、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修理、損害回復に関して当ホテルから指示を申し上げますのでそれに合わせ速やかに修理を行う、又は損害賠償金をご負担いただきます。

第9条 禁止事項

法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止します。
(禁止事項の例示)

- ① 盲導犬、介助犬および聴導犬を除く犬・猫・小鳥、その他愛玩動物、家畜類等の持込み
- ② 大音響を発するものの持ち込み
- ③ 発火又は引火性の物品の持込み
- ④ 悪臭を発するもの、その他不快感を与えるものの持込み
- ⑤ 法令または公序良俗に反する行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑥ 備え付け備品の移動
- ⑦ ご予約時の使用目的以外の使用
- ⑧ 展示即売会に類する行為
- ⑨ 飲食物のお持込み
- ⑩ 当ホテルの許可なく営業または宣伝等の目的で婚礼宴席等の様子を撮影および録音する行為およびインターネット上に掲載する行為
- ⑪ その他法令で禁じられている行為

なお、ご婚礼にご出席のお客様が、他のお客様の健康に影響をあたえるおそれがある伝染性の病気、症状を発症している事実が発覚した場合には集団感染を防止するため、ご利用をお断りさせていただくことがございますのでご了承ください。

第10条 契約締結拒否、契約解除

お客様およびすべての関係者が次に掲げる事項に該当する場合、ご婚礼のお申込みをお断りする、又はすでにご契約いただいた場合でもご契約及びご予約を解除させていただきます。

なお、解除の場合、第5条に定める取消料を違約金としてお支払いいただき、当ホテルが損害を被った場合は、相応のご負担を申し受けます。

- (1) 本約款に違反したとき(違反するおそれがあると当ホテルが判断した場合を含む)
- (2) ご婚礼代金を請求後、指定日までにご入金されないとき
- (3) ご婚礼に出席するお客様の中に次の事由に該当する方がいたとき
 - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による暴力団および暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力
 - ② 法令または公序良俗に反する行為をするおそれがあると判断されるもの
- (4) 当ホテルもしくは当ホテルの従業員等に対し、暴力的要求行為が行われ、または、合理的な範囲を超える負担を求められたとき(過去に同様の行為をしたものを含む)
- (5) 他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (6) 心身衰弱、薬品、飲酒等による自己喪失等、ご自身の安全確保が困難であるとき、または、他のお客様へ危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるとき

第11条 施設内における事故・盗難

施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、当ホテルは一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

第12条 不可抗力

天災地変、感染症のまん延、官公庁からの行政指導、または緊急事態宣言など政府の規制・命令等があった場合、お客様との契約内容の一部(収容人数、契約時間、料理等の提供形式、演出内容等)を変更することがございます。

上記の事由に該当する変更、解約につきましては、変更、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねますのでご了承ください。

第13条 個人情報の取り扱い

ご婚礼お申込書にご記入いただいた個人情報、関連するお打合せ等によりご提供されたご列席者等の個人情報を以下の目的に使用致します。

ご婚礼に関連して行う案内、確認等のための連絡、商品の発送、代金の精算、その他館内でのサービス等当ホテルはご婚礼に関連する業務の一部を他事業者に委託する場合があります。委託する場合、個人情報の守秘義務管理、監督を含む契約を結ぶことにより個人情報の安全管理措置等を講じています。

詳細は当ホテルの公式ホームページ(<https://www.maihamahotel-firstresort.jp>)のプライバシーポリシーをご参照ください。

第14条 その他

- 1 施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物、植栽、装飾品、器具備品類の変更や修繕を行う場合がございます。
- 2 天災その他お客様の安全に関わる緊急時は、披露宴の途中であっても非常放送を流す場合がございます。
- 3 ホテルからお客様にお渡しした見積書や御勘定書は、ホテルがお客様のみを提供した情報であるため、SNS等を含む第三者への開示はご遠慮ください。万一、第三者への開示が認められた場合は、削除依頼等をさせていただきます。

第15条 約款の変更

- 1 本約款は民法上の定型約款に該当し、当ホテルは約款の変更がお客様の一般の利益に適合する場合または変更に係る事情に照らして合理的なものである場合、当ホテルの裁量により約款を変更します。
- 2 本約款の変更は、変更後の規定の内容を当ホテルの公式ホームページに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

第16条 管轄裁判所と準拠法

当ホテルとお客様との間の契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する日本の地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

付則

- 第1条 当ホテルは、2022年8月16日に結婚式・結婚披露宴約款を定め、同日施行する。

お二人のご希望を充分にお伺いした上で精一杯お手伝いさせていただきます。

本約款をご確認されましたらご署名をお願い致します。

(ご署名欄)

ご芳名

ご住所

ご署名日 年 月 日